

社会福祉法人県南ふくし会

フレンデイ大曲運営規程

(認知症対応型通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人県南ふくし会が設置するフレンデイ大曲（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護等状態にある高齢者等に対し適正な事業を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、大曲仙北広域市町村圏組合条例の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、個別に認知症対応型通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った認知症対応型通所介護を提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 フレンデイ大曲
- (2) 所在地 大仙市飯田字堰東235番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(認知症対応型通所介護事業)

- (1) 管理者 1名（併設介護老人福祉施設、併設型通所介護事業と兼務）

管理者は理事長の命を受けて事業所の職員の管理及び業務の総括に当たるものとする。

(2) 生活相談員 1名以上（併設型通所介護事業と兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護 支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員又は介護職員 2名以上

（看護職員は機能訓練指導員、併設型通所介護事業・看護職員、併設型通所介護事業・機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、健康チェックなどを行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を講ずる。

（介護職員は併設型通所介護事業と兼務）

介護職員は認知症対応型通所介護の提供に当たり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員、併設型通所介護事業・看護職員、併設型通所介護事業・機能訓練指導員と兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

（営業日および営業時間）

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から土曜日。

ただし、8月最終土曜日（大曲の花火）、12月31日から1月3日までの年末年始を特別休業日とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分まで。

（利用定員）

第7条 1日に認知症対応型通所介護のサービスを提供する定員は12名とする。

（認知症対応型通所介護の内容）

第8条 認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作に応じて、必要な介助を行う。

イ. 排泄の介助

ロ. 移動の介助

ハ. その他の必要な身体の介護

ニ. 養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並び

に利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

- イ. 日常生活動作に関する訓練
- ロ. レクリエーション（アクティビティサービス）
- ハ. グループワーク
- ニ. 行事的活動
- ホ. 体操・運動療法・物理療法
- ヘ. 口腔ケア
- ト. 趣味活動

(4) 移送サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

[入浴形態]

- イ. 一般浴槽による入浴
- ロ. 特殊浴槽による入浴

[介助の種類]

- イ. 衣類着脱
- ロ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ハ. その他の必要な介助

(6) 食事サービス

- イ. 準備、後始末の介助
- ロ. 食事摂取の介助
- ハ. その他の必要な食事の介助

(7) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

- イ. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- ロ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ハ. 住宅改修に関する情報提供
- ニ. その他の必要な相談、助言

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第9条 認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に認知症対応型通所介護計画を作成する。又、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った認知症対応型通所介護計画を作成する。

2 認知症対応型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し同意をる。また利用者から申し出があった時は、文章の交付その他適切な方法によりその情報を提供しなければならない。

- 3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料)

- 第10条 本事業所が提供する事業の利用料は、厚生労働大臣の定める額とする。ただし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の負担割合の額とする（別紙料金表参照）。
- 2 認知症対応型通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費とする。
 - 3 別途利用料金の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、また、併せてその支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受ける。
 - 4 利用料の支払いは、銀行口座からの自動引落、又は指定口座への振込とし指定期日までに受ける。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施区域については大仙市内とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第12条 事業所を利用される利用者の方は次の事項について留意していただく。
- (1) 他の利用者に重大な影響を及ぼす感染性の疾病等が医師の診断から明らかな場合は利用できないこと。
 - (2) 予定の変更は前日までにすること。
 - (3) 途中で体調が悪くなった場合、又はバイタルチェックにより健康に不安がある方は、家族に連絡をし、送迎してもらい帰宅して頂くこと。
 - (4) 送迎中における途中下車はできないこと。
 - (5) サービス提供中の施設から無断外出は禁止されていること。
 - (6) 日常生活に必要な下着類・杖・常備薬は持参していただくこと。
 - (7) 機能訓練等の指導がなされている時は、機能訓練指導員の指示にしたがっていただくこと。
 - (8) ご契約者又はご家族等が、サービス従事者又は他のご契約者等へのハラスメント行為により、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、改善が見られない場合は、利用中止とさせていただきますこと。

(サービス提供記録の記載)

- 第13条 認知症対応型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該認知症対応型通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持及び個人情報の保護)

- 第14条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 2 個人情報の取扱いについては、別に定める社会福祉法人県南ふくし会個人情報規程によるものとする。

(苦情処理)

第15条 提供した認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者また家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する通所介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 認知症対応型通所介護で使用する設備及び備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第18条 事業所は、サービス提供中に、利用者の状態急変及びその他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、指示を仰ぎ必要な措置を講ずると共に、家族へその旨の報告を行う。

- 2 緊急時及び非常災害の状態については、随時管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第19条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施

するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従事者に対し、事業継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止)

第21条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント)

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護職員及び看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用1カ月以内。

(2) 新任者研修 行政及び関係機関において行う時。

(3) 継続研修 年1回以上随時。

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、そのほか必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事長が定めるものとする。

付 則

- この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成16年3月4日から施行する。
- この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成19年7月1日から施行する。
- この運営規程は、平成20年8月1日から施行する。
- この運営規程は、平成20年10月1日から施行する。
- この運営規程は、平成23年10月1日から施行する。
- この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成28年3月1日から施行する。
- この運営規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。